

## 第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰（以下「原油価格等高騰」という。）の影響により、事業の経費負担が増大している中小企業者等を支援することを目的として第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 支援金を給付する対象者（以下「給付対象者」という。）は、今後も事業を継続していく意思を有し、かつ、法人にあっては令和8年1月27日時点における直近の事業年分の確定申告を、個人事業主、農業者又は芸南漁業組合若しくはその組合員である漁業者にあっては令和6年分の確定申告を行っており、水道光熱費及び燃料費を事業経費として計上している者で、次に掲げる者とする。ただし、かき養殖経営体並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、介護保険法（平成9年法律第123号）若しくは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する施設及び事業所を運営する者を除く。

- (1) 竹原市内に本店若しくは本社等があり事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人（資本金の額若しくは出資の総額が3億円未満又は常時使用する従業員の数が300人以下である法人に限る。）又は個人事業主。
- (2) 次期作付け等を検討している農業者及び漁業者であって、次に掲げる者
  - ア 認定農業者（今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。）
  - イ 認定新規就農者（今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。）
  - ウ 集落営農組織
  - エ 農業に係る所得が総所得の過半を占める個人
  - オ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占める法人
- (3) 芸南漁業協同組合又はその組合員である漁業者

(対象経費)

第3条 支援金の対象経費は、市内にある事業所又は店舗において、法人にあつては令和8年1月27日時点における直近の事業年度、個人事業主にあつては令和6年1月から12月までの1年間に事業用として支払った確定申告等に記載されている経費（以下「事業用経費」という。）であつて、次に掲げるものの合計額（消費税及び地方消費税相当額は除く。）とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 水道光熱費（水道代、電気代、ガス代等をいう。）

(2) 燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油等をいう。）

2 前項の規定に関わらず、次の経費は対象経費としない。

(1) 事業用経費に該当しない経費

(2) 家事関連費に該当する経費

(3) 公共的事業分や、対象経費が国、県又はその他の機関からの他の指定管理料、補助金、受託費等で補填されている経費

(4) その他市長が対象経費として認めないもの

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、前条第1項各号に掲げる当該対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

（給付の回数）

第5条 支援金の給付は同一の給付対象者に対して1度に限るものとする。

（申請）

第6条 給付対象者のうち、支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金給付申請書（別記様式第1号）を令和8年5月29日までに提出するものとする。

2 申請者のうち、第3弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金交付要綱（令和7年竹原市告示第25号）に係る支援金の給付を受けていない者にあつては、前項の申請書に給付対象者の区分に応じ、別表に掲げる書類を添付するものとする。

（給付決定）

第7条 支援金の給付は、市長が前条の申請書を審査して、給付を決定する贈与契約であり、給付

を決定した場合には支援金を給付し、不給付を決定した場合には不給付通知（別記様式第3号）を申請者に送付する。

（給付要件）

第8条 申請者は、次に掲げる全ての事項について、誓約をするものとし、市長は当該誓約をした者に限り、支援金を給付する。

- (1) 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）に定める暴力団又は暴力団員に該当せず、社会的に非難されるべき関係も有していないこと。
- (2) 第2条に規定する給付対象者の要件を満たしていること。
- (3) 第6条に規定する申請の内容が虚偽でないこと。
- (4) 次条に規定する不給付要件に該当しないこと。
- (5) 今後も事業を継続する意思があること。
- (6) 不正受給が判明した場合には、第10条の規定に従い支援金を返還すること。
- (7) 竹原市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は応じること。
- (8) 警察・税務機関・国・県及び市町村から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には提供することに同意すること。

（不給付要件）

第9条 次に掲げる者に対しては、支援金を給付しない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第44号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) その他市長が不適切と認める者

（支援金の返還）

第10条 支援金の不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることができない支援金を受けることをいう。）を行った申請者は、受け取った支援金の額に、受け取った日の翌日から返還の日まで、年2.5%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する

額を加えた額を市へ返還しなければならない。

2 市長は前項の申請者に対し、同項の規定による金員を請求する旨の通知を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月18日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第6条関係)

申請区分	添付書類
全申請者 共通書類	(1) 支援金算出表【水道光熱費・燃料費】(別記様式第2号) (2) 支援金の振込み先となる銀行口座の通帳の写し (3) 対象経費が確認できる内訳書、元帳等の写し <u>(5)又は(7)の書類で竹原市内にある事業所等の対象経費(水道光熱費・燃料費)が確認できない場合のみ</u>
個人事業主 の場合のみ	(4) 令和6年分の確定申告書の写し(電子申請e-Taxを利用した申告の場合は電子申告した内容の写し等) (5) 令和6年分の青色申告決算書又は収支内訳書の写し
法人の場合のみ	(6) 直近の事業年度の確定申告書の写し(電子申請e-Taxを利用した申告の場合は電子申告した内容の写し等) (7) 決算報告書(損益計算書等の販売費及び一般管理費等の対象経費の額が分かるページ)の写し
次期作付け等を 検討している農 業者	(8) 次期作付品目一覧
芸南漁業協同組	(9) 芸南漁業協同組合の組合員であることを書する書類

合又はその組合 員である漁業者	
--------------------	--

竹原市長 様

（申請者）

所在地又は住所

商号又は屋号

代表者名又は氏名

Ⓜ

担当者名

（電話

）

第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金給付申請書

次の事項が事実と相違ないことを誓約し、支援金の給付を申請します。なお、給付の決定をされた場合は、振込先口座へ振り込んでください。

1 竹原市内の事業所等の所在地 竹原市 \_\_\_\_\_

2 資本金または出資の総額 \_\_\_\_\_ 円 従業員数 \_\_\_\_\_ 人

3 申請金額 \_\_\_\_\_ 円

4 誓約事項

- (1) 私は、竹原市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員に該当せず、社会的に非難されるべき関係も有していません。
- (2) 私は、給付対象者の要件を満たし、不給付要件に該当しません。
- (3) 私は、今後も事業を継続する意思があります。
- (4) この申請の内容に虚偽はなく、不正受給が判明した場合には、支援金を返還します。
- (5) 竹原市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (6) 警察、税務機関、国・県及び市町村から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

5 振込先口座

金融機関（コード）		支店名（店番）	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

別記様式第2号（第6条関係）

支援金算出表【水道光熱費・燃料費】

1 申請者

会社名（法人名・屋号等） または個人事業主名	
業種	

2 直近の事業（確定申告）期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 市内事業所の状況

※申請時の市内の事業者等について記入してください。

番号	事業所名	所在地	業種
1			
2			
3			

（備考）・本店所在地及び事業所がすべて市内の場合は、法人名で記入する。

・個人事業主の場合は、店舗名あるいは個人事業主名で記入する。

4 上記事業所ごとの水道光熱水費及び燃料費（対象経費）

直近の事業年における確定申告書（決算報告書）から水道光熱費及び燃料費の額を転記してください（消費税及び地方消費税相当額は除きます）。ただし、公共的事業分や、対象経費が指定管理料、補助金、受託費等で補填されている場合は、その額を除きます。

番号	水道光熱費（ア）	燃料費（イ）	対象経費
1	円	円	（ア＋イ）＝（ウ） 直近の事業年における 水道光熱費及び燃料費の合計
2	円	円	
3	円	円	
計	円	円	円

（備考）燃料費はガソリン・軽油・灯油・重油等とします。

水道光熱費は水道代、電気代、ガス代等とします。

添付資料：① 対象経費を明らかにする直近の確定申告に係る書類

法人：確定申告書別表1、及び決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し

個人：確定申告書第1表、及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し

② ①で確認できない場合は、①に加えて対象経費が確認できる内訳書、元帳等の写し

5 支援金申請額

（ウ）の千円未満切り捨て （エ）	補助率	（エ）×10% （千円未満切り捨て） 支援金申請額
円	10%	円

（備考）上限10万円（1,000円以上）

別記様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

（申請者）

所在地又は住所

商号又は屋号

代表者名又は氏名

竹原市長

第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金不給付通知

令和 年 月 日付けで申請のあった支援金の給付について、不給付と決定したので、  
通知します。

不給付の理由

